

神奈川県二宮町教育委員会

医療的ケアを必要とする児童数 1人
医療的ケア看護職員数 3人

本事業の構想

令和4年度に二宮町立学校に医療的ケア児が就学することに合わせて、医療的ケアを実施するための体制を整備する。医療的ケア児及びその家族が安心して学校教育を受けることができるよう関係機関と連携しながら支援していく。

実施体制の構築に向けた取組

教育委員会・学校の体制整備

【教育委員会】

- ・「町立学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」の策定
- ・医療的ケア実施に係る要綱の策定
- ・医療的ケア看護職員の確保
- ・実施拠点校の決定
- ・学校における「医療的ケア安全委員会」の設置・運営に向けた準備
- ・保護者との就学相談の実施
- ・医療的ケア看護職員とともに主治医を訪問し、学校における医療的ケアの指示書の内容について確認するとともに今後の連携を確認

【学校】

- ・就学に向けて医療的ケア看護職員、保護者を交えてケース会議を開催し、児童に関する情報、学校での支援体制について確認
- ・医療的ケア安全委員会の設置に向けた準備
- ・医療的ケア児を受け入れるための環境整備

医療的ケア看護職員の雇用・配置

看護師を配置した実施拠点校で医療的ケア児を受入れ

- ・看護師を公募し直接雇用
- ・医療的ケア児が入学する学校に看護師を配置

医療的ケア児受入れまでの流れ

- ①保護者との就学相談・教育相談を実施。実施拠点校とも相談（教育委員会）
- ②児童生徒の受入及び支援体制について審議（二宮町教育委員会）
- ③指示書を添えて教育委員会に医療的ケア実施を申請（保護者）
- ④実施の可否を保護者に通知（教育委員会）
- ⑤実施承認を学校長に通知（教育委員会）
- ⑥個別マニュアルの作成（学校・医療的ケア看護職員）
- ⑦医療的ケアの実施

医療的ケアの実際

令和4年度から実施予定

医療的ケアの内容：血糖測定、インスリン投与



主治医：指示書を作成



看護師：医療的ケアを実施



医療的ケア安全委員会：
医療的ケアの実施体制について協議

次年度の取組

令和3年度に策定した「町立学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」に基づいて、実施拠点校にて医療的ケアを実施する。また、医療的ケアの実施体制について定期的に評価し、充実を図っていくことで、医療的ケア児が安心して教育を受けられる体制を構築する。